

## コンプライアンス委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）倫理規程第7条に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 運営委員会は、常設の機関として本委員会を設置する。

### (定義)

第3条 この規程で定めるコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、運営委員会における各種規程、取引に関わる契約・約款、その他デフリンピックに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

### (委員会)

- 第4条 本委員会を構成する委員（以下「委員」という。）は、運営委員会において、連盟理事長を除く理事又は外部の学識経験者の中から3名以上を選任する。ただし、理事、外部学識経験者委員、女性委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。
- 2 委員長及び副委員長は、最初に開催される本委員会において委員の中から互選で各1名を選任する。
  - 3 本委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
  - 4 議長は、委員長とする。
  - 5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理し、又はその職務を行う。副委員長も欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
  - 6 審議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
  - 7 本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
  - 8 本委員会は、原則として非公開とする。

### (審議事項)

第5条 本委員会は、次に掲げる事項及び運営委員会から諮問された事項を審

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

議し、運営委員会に意見を具申するものとする。

- ①コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスク把握等に関する事項
- ②コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項
- ③運営委員会運営委員及び運営委員会事務局職員の倫理規程、その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への情報収集及び対応に関する事項
- ④不祥事発生時の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言に関する事項
- ⑤不祥事端緒認識時の事実調査及び原因究明に関する事項
- ⑥その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

(議事録)

第6条 本委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員2名の合計3名が記名押印する。
- 4 議事の内容及び結果は、連盟理事会及び運営委員会へ報告・助言・提言するものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、第25回夏季デフリンピック大会終了後、精算業務及び報告書作成業務が終了し、運営委員会が解散するまでとする。

- 2 委員は第4条に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、委員としての権利義務を有する。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、運営委員会事務局が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

- 2 この規程は、運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

附則

- 1 この規程は、2023（令和5）年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、2024（令和6）年3月9日に改正する。